

改 正 案

現 行

<p>（特定排出者の事業活動に伴う三ふつ化窒素の排出量の算定に係る係数等）</p> <p>第八条の二 令別表第十三の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七とする。</p> <p>2 令別表第十三の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 〇・〇二一 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 〇・二〇 三 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 〇・〇三 四 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 〇・三〇 <p>（実測等に基づく係数を用いた算定等）</p> <p>第十条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第四項を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認めら</p>	<p>（新設）</p> <p>（実測等に基づく係数を用いた算定等）</p> <p>第十条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条まで（第二条第四項を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認めら</p>
--	--

められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十一条の二第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

れるものを求めることができるときは、第二条から第八条までの規定にかかわらず、第二条から第八条までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十一条の二第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省・環境省令第四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第六号から第十号までに掲げる者をいう。</p> <p>二 （略）</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第六号から第十号までに掲げる者をいう。</p> <p>二 （略）</p>